

新千里東町会館運営規則

第1章 総則

第1条（目的）

新千里東町会館（以下「会館」という）は、新千里東町地域住民相互のコミュニケーションと親睦の増進を図り、よりよき地域社会づくりに貢献することを目的として管理運営する。

第2条（規約）

前条目的を達するため、管理運営について必要な事項を本規約に定める。

第3条（運営）

会館の管理運営については、第2章各条の定めにより、運営委員会がこれに当たる。運営委員会は、新千里東町地域自治協議会規約34条に定める委員会とする。

第4条（事務所）

会館の管理運営を行うため、事務所を協議会交流室に置く。

1. 会館は、協議会に事務所利用料を支払う。金額は運営委員会で定める。

第2章 運営委員会

第5条（運営委員会）

1. 運営委員会は、第7条に規定する委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
2. 運営委員会は運営委員の過半数の出席をもって成立する。
3. 運営委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第6条（運営委員会の構成）

運営委員会は、新千里東町地域自治協議会担当理事及び次の団体からの代表の他、運営委員会の趣旨に賛同し公募に応じた住民をもって構成する。

1. 東丘校区福祉委員会
2. 防犯東丘支部
3. 東丘公民分館
4. 新千里東町近隣センター地区市街地再開発準備組合

第7条（役員）

運営委員会に次の役員を置く。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 1名
3. 書記 1名
4. 会計 1名
5. 監査委員 1名

第8条（役員の選出）

役員は運営委員の中から互選により選出する。

第9条（役員の任務）

1. 委員長：運営委員を代表し、会務を統括する。
2. 副委員長：委員長を補佐し、委員長に事故ある時、その職務を代行する。
3. 書記：記録事務を担当し、資料を保管する。
4. 会計：会計を管理する。
5. 監査委員：運営委員会の業務及び会計を監査する。

第10条（役員及び運営委員の任期）

1. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 運営委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
3. 任期中において欠員を生じた場合は、直ちに補欠を選出する、その任期は前任者の残存期間とする。

第11条（決算）

1. 運営委員会の会計は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとし、毎年会計年度終了後1ヶ月以内に監査を受け、承認を受けなければならない。
2. 監査承認後、運営委員会及び地域自治協議会理事会へ報告し、承認を得なければならない。
3. 2項の承認後、その結果を速やかに豊中市長に報告しなければならない。
4. 運営委員会の会計の余剰金は会館の管理運営費以外に使用することは出来ない。

第12条（管理運営費）

会館の管理運営費は会館使用料、その他の収入をもってこれに充てる。管理運営上特に必要が生じた場合は、運営委員会の議を経て処理決定する。

第3章 管理

第13条（委員長）

委員長は、次の事項に注意して、会館の管理運営を行う。

1. 火災盗難に特に注意し、事故のないように努める。
2. 会館内の電話など各器具、施設の管理を行う。
3. 会館管理運営に係わる記録、資料を必要期間保管する。
4. その他、会館管理に関すること。

第14条（清掃・事務担当）

1. 会館に清掃担当と事務担当を置く
2. 清掃担当と事務担当は委員長の指示により会館を管理する。
3. 清掃担当の業務は、次の通りとする。
 - (1). 会館の清掃（2階通路も含む）
 4. 事務担当の業務は、次の通りとする。
 - (1). 会館貸室に関する受付業務及び予約管理
 - (2). 利用料の請求・入金管理
 - (3). 会計業務
5. 清掃・事務担当に謝礼を支払う。その金額は運営委員会で定める。

第15条（防火管理者）

会館に防火管理者を置く。

第16条（会館の使用）

1. 会館施設を使用しようとする者は、利用希望の部屋に予約がないことを確認の上、指定された方法で申し込む。
2. 前項の申し込みがあった場合、委員長は会館の管理運営上支障ないと認めた時は、申し込みを承諾する。
ただし、政治活動、宗教活動のための使用は認めない。
1. 会館使用の承諾を受けた者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。
 - (1). 承諾を受けた目的以外に使用、または権利を譲渡し、もしくは転貸しないこと。
 - (2). 使用承諾のない物件を使用しないこと。
 - (3). 原則として、施設内においては禁酒とする。
 - (4). 騒音、悪臭等近隣に迷惑を及ぼす行為は禁止する。
 - (5). 建物、付属物または器物を滅失、毀損しないこと。

- (6). 火災防止に注意すること。
- (7). 使用後すみやかに現状に復し、清掃すること。

第17条（会館の使用時間）

会館の使用時間は、原則として別途定める休館日を除き、毎日9時より21時までとする。この時間以外に使用する場合は委員長の特別許可を受けなければならない。

第18条（賠償義務）

1. 使用者の責に帰すべき事由によって会館の建物、付属物及び器具を滅失または毀損した時は、使用者においてその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の賠償額は運営委員会において決定する。

第19条（鍵の管理）

会館の鍵は委員長、及び委員長が指名した運営委員がそれぞれ保管、管理する。

第20条（会館使用料）

1. 会館を使用する者は会館使用料を支払わなければならない。
2. 会館使用料は運営委員会で別に定める。

第21条（その他の事項）

この規約に定めるもののほか、会館の管理運営に必要な事項は「運営細則」として、運営委員会において定める。

第4章 付則

第22条（改廃）

この規約の改廃は、運営委員会で、運営委員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第23条（施行）

この規約は、1996年7月1日より施行する。

2001年6月12日、一部改正。
2006年6月24日、一部改正。
2014年5月19日、一部改正。
2016年5月31日、一部改正。
2018年3月6日、一部改正。